

「保育の必要性」の認定に必要な書類確認表

1. 認定について

「保育の必要性」の認定を受けると、幼稚園の預かり保育を利用する際の利用料が無償化の対象となります（月額11,300円上限）。認定には条件がありますので、保育の必要な事由に該当する場合は必要書類をご提出ください。

2. 必要書類

【必須】施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）



● 保育の必要な事由を証明する書類（両親共に必要）

事由	必要書類	注意事項	
就 労	居宅外労働 (会社員・パート・外交員等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労証明書 ※ <u>事業主であっても、法人格を持つ会社の代表者の場合は、こちらとなります。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>昼間に1日4時間以上かつ月15日以上</u>の就労が要件（就労要件）となるため、就労証明書に「<u>勤務日数</u>」「<u>勤務時間</u>」の記入があるかご確認ください。 ※ 就労要件を満たしていない場合、または書類に不備がある場合は、受付できません。 ※ 1か月あたりの就労時間数が60時間以上であるか確認してください。 ● 就労証明書は、<u>認定申請時点の状況</u>を雇用主に記入していただくようお願いします。 ● 自営業（個人事業主）の就労状況申告書については、事業の内容等を<u>詳細に記入</u>してください。 ※ 事業専従者（家族従業員）は、就労証明書を事業主に記入してもらい提出してください。
	自営業 (個人事業主)	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労状況申告書 ● 確定申告書の写し（前年分） ※ 事業を開始したばかりで確定申告をしていない場合は、税務署に提出した<u>個人事業の開業・廃業等届出書の写し</u>をご提出ください。 	
疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病・障がい状況申告書 ● 医師の診断書・身体障害者手帳の写し等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の診断書は、<u>保育が困難であることが分かるもの</u>を提出してください。 ● 身体障害者手帳等は、<u>氏名と障がいの程度が分かる部分の写し</u>をご提出ください。 	

同居親族または、 長期入院をして いる親族の介 護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護・看護状況申告書 ● 要介護度が記載されてい る介護保険証の写しや介 護・看護が必要なことがわ かる診断書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護・看護にあたる場合は、就労要件の時間と日数 が必要です。
出産	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子手帳等の出産予定日 が分かるものの写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産予定月を中心に産前2か月、産後2か月の5か 月間のみ対象です。
就学	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学・職業訓練等状況申告書 ● 学生証等（在学証明）の写し ● 受講状況が分かるものの写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法に規定される教育施設、職業能力開発促 進法に規定される職業訓練校等に限りませす。 ・ 就労要件の時間と日数が必要です。
上記以外	<p>※ 学校教育課へお問い合わせください。 TEL 0569-84-0687（ダイヤルイン）</p>	